

経営事項審査事前確認申請及び技術者登録申請に係る当面の措置について

新型コロナウイルス肺炎対策の一環として、経営事項審査事前確認申請及び技術者登録申請に係る窓口での対面での対応を控えさせていただくこととし、申請書類提出は、原則郵送でお願いいたします。

申請者様におかれましては大変お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

(公財) 青森県建設技術センター